

鹿屋市サツマイモ基腐病病害対策支援金支給要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市サツマイモ基腐病病害対策支援金支給要綱（令和２年鹿屋市告示第78号）
の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業実施要綱（令和２年
１月30日付け元政統第1464号農林水産事務次官依命通知）別記３の第１の２に基づ
き実施するかんしょ重要病虫害対策事業の公募要領第２の２(7)エ」を「甘味資源
作物生産性向上緊急対策事業実施要綱（令和３年12月20日付け３農産第1810号農林
水産事務次官依命通知）別記３の第１の１(9)ウ」に改め、同条第２号中「農林水
産事務次官依命通知」を「農林水産省生産局長通知」に、「別記３の第２の１(3)
イ(エ)」を「別記３の第２の１(3)イ(ウ)」に改める。

第３条第２号中「令和３年度産」を「令和４年度産」に改める。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から施行し、改正後の鹿屋市サツマイモ基腐病病
害対策支援金支給要綱の規定は、令和４年度分の支援金から適用する。